

奨学資金返還の手引き

～この手引きは返還が終了するまで大切に保管してください～

松山市教育委員会
〈学校教育課 奨学金担当〉

〒790-0003

松山市三番町六丁目6番地1（市役所第4別館3階）

TEL：089-948-6869

～ 返還を開始される皆さまへ ～

松山市の奨学資金貸付制度は、奨学生の皆さまからの返還金をもとに、新たな貸付が行われます。先輩から後輩へと引き継がれていく大切な資金ですので、返還の意義と社会的責任を自覚し、次の奨学生のためにも、確実にご返還いただきますようお願いいたします。

なお、この奨学金の返還義務者は、**主たる債務者である奨学生ご本人**
及び2名の連帯保証人の方です。このことを再度認識していただき、
 今後の返還をお願いいたします。

<返還情報>

返還が終了するまで必要な情報ですので、ご記入いただき保管してください。

奨学生氏名	
奨学生番号	
奨学生本人 届出印	
貸与総額	円
貸与期間	年 月 ～ 年 月
返還期間	年 月 ～ 年 月
返還方法	月賦払 ・ 半年賦払 (月・ 月) ・ 年賦払 (月)
	口座引落 ・ 納付書払
返還金額	_____円/回 (最終回: _____円)
連帯保証人 氏名	

《奨学資金貸付金の返還について》

奨学資金貸付金は、大学を卒業した翌月から、また、貸付を辞退された場合は最終貸付日の翌月から3ヵ月経過後、返還が開始いたします。

ご提出いただきました「奨学資金返還明細書」(第9号様式)に記載された方法(月賦・半年賦・年賦)で、規定に従い、ご返還いただくことになります。

<1. 返還方法> (口座引き落とし又は納入通知書による払い込み)

① 口座引き落としによる返還

◆同封の口座振替依頼書を、ご利用される指定金融機関へ直接ご提出ください。
提出先は、同じ金融機関であれば、支店は問いません。

- 月賦返還の場合……**毎月末**に口座より引き落としされます。
- 半年賦返還の場合…**6月末・12月末**にそれぞれ口座より引き落としされます。
- 年賦返還の場合……**12月末**に口座より引き落としされます。

※半年賦・年賦の引落月は変更できますのでお申し出ください。お申し出がない場合は上記の月に引き落としされます。

※金融機関へご提出いただくと、3枚複写の書類のうち、「申込者控」をお渡しされますが、金融機関によっては「松山市役所控」も一緒にお渡しされる場合がございますので、その際はお手数ですが、「松山市役所控」を松山市教育委員会までご提出ください。

◆引落日(納期限)

引落日は、納付月の月末です。該当日が土日祝日にあたる場合は、翌営業日になります。(例：11月の場合、引落日は月末の30日ですが、11/30が(土)の場合、12/2(月)が引落日になります。)

<口座引き落としができる金融機関> ※口座振替依頼書に記載しています。

- *全国の 伊予・愛媛・みずほ・広島・山口・阿波・百十四・四国・徳島大正・香川・高知銀行・四国労働金庫・ゆうちょ銀行及び郵便局
- *愛媛県の 愛媛信用金庫・松山市農協・えひめ中央農協・愛媛県信用漁業協同組合連合会
(※金融機関の統廃合等により変更になる場合があります。)

* 口座について *

貸付時は、奨学生ご本人様の口座にお振込みすることになっていましたが、返還時は、どなたの口座でも構いません。また、これまでの奨学金振込口座と同じ口座を利用される場合でも、口座振替依頼書の提出が必要です。

② 納入通知書による払い込み

◆納入通知書を郵送しますので、下記の金融機関、納入通知書に記載のあるコンビニエンスストア、または松山市役所の各支所（市民サービスセンターを除く）で、納期限までに払い込みをしてください。下記の金融機関等で払い込む場合は、払込手数料は必要ありません。

<納付書でお支払いできる金融機関等> ※納付書に記載しています。

- * 伊予・愛媛・広島・四国・みずほ・百十四・阿波・山口・高知・香川・徳島大正銀行・愛媛信用・四国労働金庫
松山市農業協同組合・えひめ中央農業協同組合
愛媛県信用漁業協同組合連合会
- * 四国内のゆうちょ銀行及び郵便局
- * コンビニエンスストア（※納付書に記載しています）
（※平成26年4月以降に発行する納入通知書から、コンビニエンスストア、四国内のゆうちょ銀行での払い込みができます。）
- * スマートフォン決済アプリ・Pay B 支払秘書（予定） J-coin 請求書払い（予定）
（※Pay Bは令和2年4月以降に発行された納入通知書で利用可能です。支払秘書、J-coin 請求書払いは令和5年4月以降に発行される納入通知書から利用可能になる予定です。詳細は<8. スマートフォン決済アプリでの納付について>をご覧ください。）
（※金融機関等は、統廃合等により変更になる場合があります。）

◆納入通知書の発送月

返還方法	発送回数	発送月			納付月	納付期限
月 賦	年3回	4月 (4~7月分)	8月 (8~11月分)	12月 (12~3月分)	毎月	毎月月末
半年賦	年2回	4月 (6月分)	—	12月 (12月分)	6月・12月	6月末・12月末
年 賦	年1回	—	—	12月 (12月分)	12月	12月末

○半年賦・年賦払いで、6月・12月以外に納付月を設定している場合は、納付月が該当する発送月に送付いたします。（例：半年賦で5月と11月に納付月を設定している場合、4月と8月に納付書を送付します。）

◆納付期限について

- 納付期限は、納付月の月末です。該当日が土日祝日にあたる場合は、翌営業日になります。（例：11月の場合、納期限は月末の30日ですが、11/30が(土)の場合、12/2(月)が納期限になります。）
- コンビニエンスストア及びゆうちょ銀行で払い込む場合は、納入通知書に記載してある納期限を過ぎると払い込みができませんので、ご注意ください。
- また、その他の金融機関では払い込みできない場合や、払込手数料が必要な場合がありますのでご了承ください。

◆納入通知書の送付先

納入通知書の送付先については、ご連絡をいただきましたら本人の住所地以外の所にも送付が可能ですのでご相談ください。

*例えば、奨学生ご本人様が松山市外に居住、ご実家の方が松山市内に居住しており、ご実家の住所に送付を希望された場合、ご実家の住所にご家族宛で納入通知書を送付することができます。

◆一括返還

返還期間の途中で、残額分の一括返還もできますので、希望される場合は、学校教育課 奨学金担当までお問い合わせください。

◆一部繰上返還

返還期間の途中で、返還金の一部を繰り上げて返還することもできます。希望される場合は、学校教育課 奨学金担当までお問い合わせください。

例：毎月 16,100 円返還中で 6 月にまとめて 12 ヶ月分返還したい旨の申出があった場合
4 月 16,100 円、5 月 16,100 円、
6 月 193,200 円 (12 ヶ月分繰上) 16,100 円 × 12 ヶ月 = 193,200 円
7 月 16,100 円… (それ以降は通常通りの月額返還です)

< 2. 住所を変更した場合 > (住民票の異動の有無は問いません)

- 奨学生ご本人の住所を変更した時は、速やかに『松山市奨学生異動届 (第 5 号様式)』を提出していただく必要があります。必要事項をご記入・押印のうえ、ご提出ください。
- 「松山市奨学生異動届」の未提出により納入通知書等が届かないことがあれば、住民票による調査や連帯保証人へ現住所を照会する場合があります。
- 郵便局へ転居届 (郵便物の転送) を出された場合であっても、必ず「松山市奨学生異動届」をご提出ください。
- 連帯保証人の転居等も「松山市奨学生異動届」の提出が必要となります。

住所の変更について

市区町村役場で住民票の異動を行ったか否かに関わらず、住所が変更になった場合は、必ず「松山市奨学生異動届」をご提出ください。松山市教育委員会からの通知等を確実に送達するためにも、お手数ですが、お願いいたします。

< 3. 氏名を変更した場合 >

- 婚姻等で氏名が変更になった場合は「松山市奨学生異動届」を提出してください。
- また、口座振替による返還をされている方で、氏名の変更により口座名義人氏名が変わる場合は、再度『奨学資金貸付金返還金預金口座振替依頼書』の提出が必要です。ご連絡いただきましたら郵送いたします。

< 4. 連帯保証人を変更する場合 >

- 連帯保証人を変更する場合は、「松山市奨学生異動届」を提出してください。
- 新しい連帯保証人の『住民税（市・県民税）の納税証明』と『印鑑登録証明書』の添付が必要になります。

* 松山市奨学生異動届（第5号様式）について *

住所・氏・印鑑・保証人等について変更がありましたら、お手数ですが、その都度異動届をご提出ください。「松山市奨学生異動届（第5号様式）」は、当返還の手引きに添付しているほか、松山市ホームページにも掲載しています。また、ご連絡いただきましたら郵送いたします。

< 5. 返還が遅れた場合 >

- 返還期日を過ぎても返還していない場合には、『督促通知』及び納付書を送付しますので、督促納期限内までに早急に払い込みをしてください。
- 口座引き落とし予定日に、残高不足などの理由で指定口座より引き落としできなかった場合も同様に督促通知及び納付書を送付しますので、納入通知書に記載のある金融機関、コンビニエンスストア、または松山市役所の各支所（市民サービスセンター除く）で、督促納期限までに払い込みをしてください。
- 納入通知書を紛失した場合や、納期限を過ぎたため金融機関等で払い込みができない場合は再発行いたしますのでご連絡ください。

<<ご注意ください!!>>

*** 滞納が続き、本人から返還がない場合、連帯保証人へ連絡・請求を行います。***

お願い

冒頭にも記載しておおり、返還される皆様の返還金をもとに、次の奨学生への貸付を行っています。次の奨学生のためにも、滞納することなく、確実にご返還いただきますようお願いいたします。

なお、一時的に返還が困難な事情がある場合等は、返還猶予制度（※次頁参照）などもあります。随時、納付についての相談を受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

<6. 奨学資金貸付金の返還猶予について>

- 大学院への進学や災害・傷病・失業などにより奨学資金貸付金の返還が困難であると認められる場合は、事由ごとに証明書を添付して申請していただきますと、その期間返還を猶予することができますのでご相談ください。ただし、猶予制度の適用は、納期未到来の返還金に限りますのでご注意ください。
- 申請に必要な様式『松山市奨学資金返還猶予申請書（第11号様式）』を送付いたしますので、事由が証明できる書類を添付して申請してください。
詳細については、学校教育課 奨学金担当までお問い合わせください。

事 由	猶 予 期 間	証 明 書	証 明 者 発 行 等
大学院への進学	その事由が継続する期間	在学証明書	在学学校長
災害	その事由が継続する期間（1年ずつ願出）	り災証明書	市区町村長・消防署
傷病		医師の診断書	医師
外国において学校に在学	1年ずつ申請、5年を限度	在学証明書又は事実を明らかにする証明書	在学学校長
失業中	1年以内	雇用保険受給資格者証等の写又は離職証明	ハローワーク

<7. 貸付奨学金の返還免除について>

- 奨学生又は奨学生であった方が次のいずれかに該当するときは、申請によって奨学資金の全部又は一部の返還が免除されます。
- ①死亡したとき
 - ②災害・心身の障害その他やむを得ない理由によって返還が不能と認められるとき
 - ③失そう宣告を受けたとき
- 『松山市奨学資金返還免除申請書（第12号様式）』に関係書類を添えて申請してください。
- 詳細については、学校教育課 奨学金担当までお問い合わせください。申請に必要な様式を送付いたします。

< 8. スマートフォン決済アプリでの納付について >

- 令和2年4月1日から、スマートフォン決済アプリ『P a y B』でお支払いが可能になりましたが、令和5年4月1日から、新たに『支払秘書』『J - c o i n 請求書払い』でのお支払いが可能になる予定です（令和5年4月1日以降に発行される納付書から利用可能）。納付書に印字している「バーコード」をアプリで読み取ることにより納付することができます。
- 詳しい利用方法等については、松山市ホームページをご覧ください。
（※『松山市奨学資金 スマートフォン決済アプリ』で検索できます。）
- なお、ご利用の際は、以下の点にご留意ください。

【ご利用上の注意点】

- 令和5年1月時点では『P a y B（ペイビー）』のみご利用いただけます。令和5年4月1日以降は『支払秘書』『J - c o i n 請求書払い』が利用できる予定です。
（※松山市奨学資金貸付金返還金は、PayPay や LINE Pay など他の決済アプリはご利用できません。）
- 『P a y B』については令和2年4月以降に発行された納付書からご利用いただけます。（※それ以前に発行された納付書はアプリに対応していません。）
- 『支払秘書』『J - c o i n 請求書払い』については令和5年4月以降に発行された納付書からご利用いただける予定です。（※それ以前に発行された納付書はアプリに対応していません。）
- 領収書は発行されません。領収書が必要な方は、これまでどおり、金融機関や市役所（各支所）、コンビニエンスストアでお支払いください。
- 重複納付にご注意ください。決済後であっても、納期限内の納付書は、金融機関等で利用可能ですので、スマホ決済で納付した納付書は、再度使用しないようにしてください。
- 納付後の取り消し・変更はできません。
- 決済手数料は無料ですが、通信料は利用者負担です。
- 納付した返還金を松山市が納付確認できるまで2～3週間程度要します。

【スマホ決済アプリが利用できない納付書】

- 納付期限が過ぎた納付書
- バーコードが印字されていない納付書
- 1件あたりの金額が30万円を超えている納付書
- 破損や汚れなどによりバーコードが読み取れない納付書
※該当する場合は、金融機関や市役所（各支所）でお支払いください。

松山市奨学生異動届

令和 年 月 日

松山市教育長 殿

(〒□□□□-□□□□)

本人 住所 _____
 (マンション名等) _____
 フリガナ _____
 氏名 _____ 印 _____
 (Tel. - -)

(〒□□□□-□□□□)

新連帯保証人 住所 _____
 (連帯保証人の変更 (マンション名等) _____
 の場合のみ記入) フリガナ _____
 (本人との続柄) 氏名 _____ 印 _____
 (Tel. - -)

下記のとおり異動しましたのでお届けします。

学 籍 の 異 動		申請書・誓約書・借用証書の記載事項の異動	
1 休学	年 月 日から	1 転居	(新)
	年 月 日まで		(旧)
2 退学	年 月 日	2 改姓	(新)
3 停学	年 月 日		(旧)
4 復学	年 月 日	3 旧連帯保証人	(新)
5 転学	年 月 日		4 印鑑変更
	新学校名	(新)	
	旧学校名	異動年月日	年 月 日
	理 由		

(注1) 借用証書提出後における連帯保証人の異動の場合 新連帯保証人の印鑑登録を受けている印鑑を押印し、その印鑑登録証明書を添付すること。また、住民税の納税証明書を併せて添付すること。

(注2) その他の異動の場合 異動に関して教育長が必要と認める書類を添付すること。

(注3) 住所を変更した方は、新住所で記入して下さい。

記入例:奨学生本人の
住所変更・氏変更・印鑑変更

第5号様式

奨学生番号を記入
(7桁の番号)

(奨学生番号 **XXXXXXXX**)

松山市奨学生異動届

申請日

令和〇年〇〇月〇〇日

松山市教育長 殿

新住所

(〒**790** - **0001**)

本人 住所 **松山市二番町二丁目〇〇番地**

(マンション名等) **〇〇コーポ202号**

フリガナ **タカマツ ハナコ**

新しい氏で記入

氏名 **高松 花子** 印

(Tel **090-1111-1111**)

新しい氏の印

(〒□□□ - □□□□)

新連帯保証人 住所

(連帯保証人の変更 (マンション名等)

の場合のみ記入)

フリガナ

(本人との続柄

) 氏名

印

(Tel - -)

下記のとおり異動しましたのでお届けします。

学籍の異動		申請書・誓約書・借用証書の記載事項の異動	
1 休学	年 月 日から 年 月 日まで	1 転居	(新) 松山市二番町二丁目〇〇番地 〇〇コーポ202号
2 退学	年 月 日		(旧) 松山市一番町二丁目〇番地〇 つばきマンション 1001号
3 停学	年 月 日	2 改姓	(新) 高松
4 復学	年 月 日		(旧) 松山
5 転学	年 月 日	3 旧連帯保証人	
	新学校名	4 印鑑変更	(新) 高松 (旧) 松山
	旧学校名	異動年月日	令和〇年 〇〇月 〇〇日
		理由	異動日を記入

(注1) 借用証書提出後における連帯保証人の異動の場合 新連帯保証人の印鑑登録を受けている印鑑を押印し、その印鑑登録証明書を添付すること。また、住民税の納税証明書を併せて添付すること。

(注2) その他の異動の場合 異動に関して教育長が必要と認める書類を添付すること。

(注3) 住所を変更した方は、新住所で記入して下さい。

記入例: 連帯保証人の変更

第5号様式

奨学生番号を記入
(7桁の番号)

(奨学生番号 **XXXXXXXX**)

松山市奨学生異動届

申請日

令和〇年〇〇月〇〇日

松山市教育長 殿

(〒**790**-**0001**)

本人

住所

松山市一番町二丁目〇番地〇

(マンション名等)

つばきマンション 1001号

フリガナ

マツヤマ ハナコ

氏名

松山 花子

印

(Tel

090-1111-1111)

申請時に押印した印

新連帯保証人の住所・
氏名・電話番号・続柄を
記入

(〒**790**-**0002**)

新連帯保証人

住所

松山市二番町3丁目4番地5

(連帯保証人の変更
の場合のみ記入)

(マンション名等)

二番町ビル607号

フリガナ

コウチ ミル

(本人との続柄

叔父)

氏名

高知 実

印

(Tel

090-2222-2222)

新連帯保証人の実印を押印

下記のとおり異動しましたのでお届けします。

学籍の異動		申請書・誓約書・借用証書の記載事項の異動	
1 休学	年 月 日から 年 月 日まで	1 転居	(新)
2 退学	年 月 日		(旧)
3 停学	年 月 日	2 改姓	(新)
4 復学	年 月 日		(旧)
5 転学	年 月 日	3 旧連帯保証人	徳島 太郎
	新学校名	4 印鑑変更	(新) (旧)
	旧学校名	異動年月日	令和 〇年 〇〇月 〇〇日
		理由	異動日を記入

(注1) 借用証書提出後における連帯保証人の異動の場合 新連帯保証人の印鑑登録を受けている印鑑を押印し、その**印鑑登録証明書を添付**すること。また、**住民税の納税証明書を併せて添付**すること。

(注2) その他の異動の場合 異動に関して教育長が必要と認める書類を添付すること。

(注3) 住所を変更した方は、新住所で記入して下さい。